

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第44回）

中国における特許後の補正

～新たな独立請求項を追加する特許後の補正が認められるか～

北京奥森科技有限公司
上訴人（一審原告、特許権者）

国家知識産権局
被上訴人（一審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では訂正審判制度が存在せず、無効宣告請求を受けた場合に、一定条件下で補正が認められるにすぎない。特許後の補正は、日本の訂正と比較して厳しく制限されており、請求項の削除、技術方案の削除、請求項の一步進んだ限定、及び、明らかな誤りの修正に限られる。

本事件では原独立請求項について限定した新請求項1を作成すると共に、原独立請求項1と従属請求項3を組み合わせた新たな独立請求項4を作成したが、この新たな独立請求項4の補正が認められるか否かが争点となった。

最高人民法院は、新たに追加で新設された独立請求項4は権利範囲を拡張するものではないから、補正の基礎となる原独立請求項が存在しないため新たな独立請求項を新設する補正は認められないとした復審委員会の決定¹及び北京知識産権法院の判決²を取り消した³。

2. 背景

(1) 特許の内容

奥森公司是、“顔画像取得方法及び、顔識別方法とシステム”と称する発明特許200480036270.2号（270特許）を所有している。争点となった270特許の請求項1～7は以下のとおりである。

1. 顔画像を利用して識別する方法において、
ステップ一、顔画像識別システムを起動し；

1 国家知識産権局第40531号決定

2 北京知識産権法院2020年12月30日判決（2018）京73行初10897号

3 最高人民法院2023年12月12日判決（2021）最高法知行終556号